

あわらし市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成28年4月28日

あわらし市監査委員 近藤 茂

あわらし市監査委員 笹原 幸信

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象  
総務部（総務課、政策課、監理課）  
財政部（財政課、税務課、収納推進課）  
市民福祉部（市民生活課、福祉課、子育て支援課、健康長寿課）  
経済産業部（農林水産課、観光商工課）  
土木部（建設課、上下水道課）  
教育委員会（教育総務課、文化学習課、スポーツ課、国体推進課）  
会計課  
議会事務局  
監査委員事務局
- 3 監査の範囲  
平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 監査の期間  
平成27年10月1日から平成28年2月26日まで

## 5 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、次の監査資料の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

### (1) 監査資料

- ① 職員、臨時職員の状況及び事務分担表
- ② 主要事業及び懸案事項調
- ③ 委託料調
- ④ 工事請負費調
- ⑤ 備品購入費調
- ⑥ 補助金調
- ⑦ 指定管理者調
- ⑧ 歳入及び歳出執行状況

### (2) 監査委員による監査期日

平成27年10月	1日	総務部
	10月27日	財政部
	11月13日	市民福祉部
	12月17日	経済産業部
平成28年	1月15日	土木部
	2月12日	教育委員会
	2月26日	会計課、議会事務局、監査委員事務局

## 6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善、検討が望まれる。

### (1) マイナンバーの取り扱いについて

平成28年1月よりマイナンバーの利用が開始された。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤である。

ただし、マイナンバーは法律で定められた事務の利用範囲に限られた重要な個人情報であるため、マイナンバーを取扱う職員はその取扱いに

関しては厳重に管理されたい。

(2) 指定管理団体等の適正な指導について

指定管理団体等については、事業報告書・収支決算書等の他、協定書及び仕様書等を十分に理解し、実態に即した管理及び運営状況等がされているかを検証し、適切に管理・運営されるよう指導されたい。

(3) 職員の採用について

福井国体の開催及び北陸新幹線福井開業に向け、職員の事務量が増加傾向にあるなか、職員の採用については新採用に影響を及ぼさないよう、任期付職員及び再任用制度を活用し、適正な人員配置をされたい。

(4) 鳥獣害防止対策の推進について

イノシシ被害については、地域によっては大変深刻な問題となっている。今後は更に、関係地区や機関との連携を強化し、被害防止対策を推進されたい。

(5) 人口減少社会における行財政運営について

本市においても、人口減少と高齢化社会が進行している。その状況下で、それらに起因する地域経済の縮小が市財政に与える影響は非常に大きいものがある。合併特例債の終了後の普通交付税の合併算定替から一本化算定への移行などを十分に考慮したうえで、行政コスト削減に向けて事業を検証し、効率的で効果的な行財政運営に努力されたい。

(6) 厳正な現金管理について

市税・使用料等の出納事務及びその現金管理については、厳正な確認体制を保持し、事故防止に努められたい。

また、休日等の各施設における手許現金については、事故防止の観点から改善を検討されたい。なお、各窓口の釣銭用現金については定期的に確認を行い、今後も厳正に管理されたい。

(7) 市補助金について

① 市の補助金が交付される各種団体の事業について、事業の発注が随意契約で行われる場合が多いので、競争性が発揮されるよう所管課は団体等の指導に努められたい。

また、真に補助が必要な事業内容かどうかを十分検証するよう努められたい。

② 補助金の交付申請や実績報告などの事務手続きに一部遅滞が見受けら

れた。補助要綱に基づいた適正な事務処理に努めるよう指導体制を徹底されたい。

(8) 随意契約の執行について

- ① 随意契約を行う場合は、随意契約について定めた地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用の必要性と根拠の明確化、発注先の適格性等を常に精査し、適正な事務処理に努められたい。
- ② 随意契約は、予定価格の適正化を図るため、原則2社以上から見積書を徴することとされているが、契約の目的又は性質など特別の事情があり1社のみで見積りとなる場合は、明確な理由を記載した随意契約報告書兼内容公表を添付するよう適正な事務処理に努められたい。
- ③ 委託料や工事請負費の契約については、慣例的な随意契約が一部見受けられる。業務内容を精査のうえ、可能な限り入札への切換えを検討するなど、その競争性・透明性の確保に努められたい。

(9) 償却資産の課税について

償却資産については、課税の充実を図るための努力は見受けられるが、まだ不十分な点がある。無申告や償却資産の記載漏れ等の防止のため、他官署が保有する決算書等との照合・確認作業を更に充実して、適正課税と税収の確保に努められたい。